

豊中市強靱化地域計画

令和 2 年(2020 年)3 月:策定

令和 4 年(2022 年)3 月:改訂

豊中市

目 次

第1章 計画の策定趣旨・位置付け	1
1. 計画の策定趣旨	
2. 計画の位置け	
3. 計画期間	
第2章 計画の基本的な考え方	3
1. 基本目標	
2. 対象とする災害（リスク）	
3. 事前に備えるべき目標	
4. 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針	
第3章 脆弱性評価の実施	5
1. 起きてはならない最悪の事態	
2. 脆弱性評価の結果	
第4章 重点事項と指標の設定	8
1. 重点事項の設定	
2. 指標の設定	
第5章 具体的な取組み	19
1. 脆弱性評価を踏まえた施策の取組み方針	
①「防災知識の普及」	
②「自主防災活動の充実・強化」	
③「防災訓練」	
④「ボランティア環境の整備」	
⑤「市民一人ひとりが行う防災対策」	
⑥「防災生活圏の形成」	
⑦「災害に強い都市構造の形成」	
⑧「防災空間の整備・充実」	
⑨「建築物の安全対策」	
⑩「都市基盤施設整備の推進」	

- ⑪「土木構造物の耐震対策の推進」
- ⑫「ライフライン施設の災害予防対策の推進」
- ⑬「水害予防対策の推進」
- ⑭「地盤災害予防対策の推進」
- ⑮「危険物等災害予防対策の推進」
- ⑯「防災体制の整備」
- ⑰「災害情報網の整備」
- ⑱「火災予防体制の整備」
- ⑲「災害時医療体制の整備」
- ⑳「緊急輸送体制の整備」
- ㉑「避難体制の整備」
- ㉒「要配慮者支援体制の整備」
- ㉓「帰宅困難者支援体制の整備」
- ㉔「非常用物資の確保体制の整備」
- ㉕「交通確保体制の整備」
- ㉖「災害及び防災に関する調査研究」
- ㉗「地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進」

第6章 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

- 1. 計画の推進体制
- 2. 計画の進捗管理

（別紙）脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第1章 計画の策定趣旨・位置付け

1. 計画の策定趣旨

国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していこうとするものです。

国においては、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。

これまで市では、市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、豊中市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱及び市民等が果たすべき役割を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした「豊中市地域防災計画」を策定・運用するなどして市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んできました。

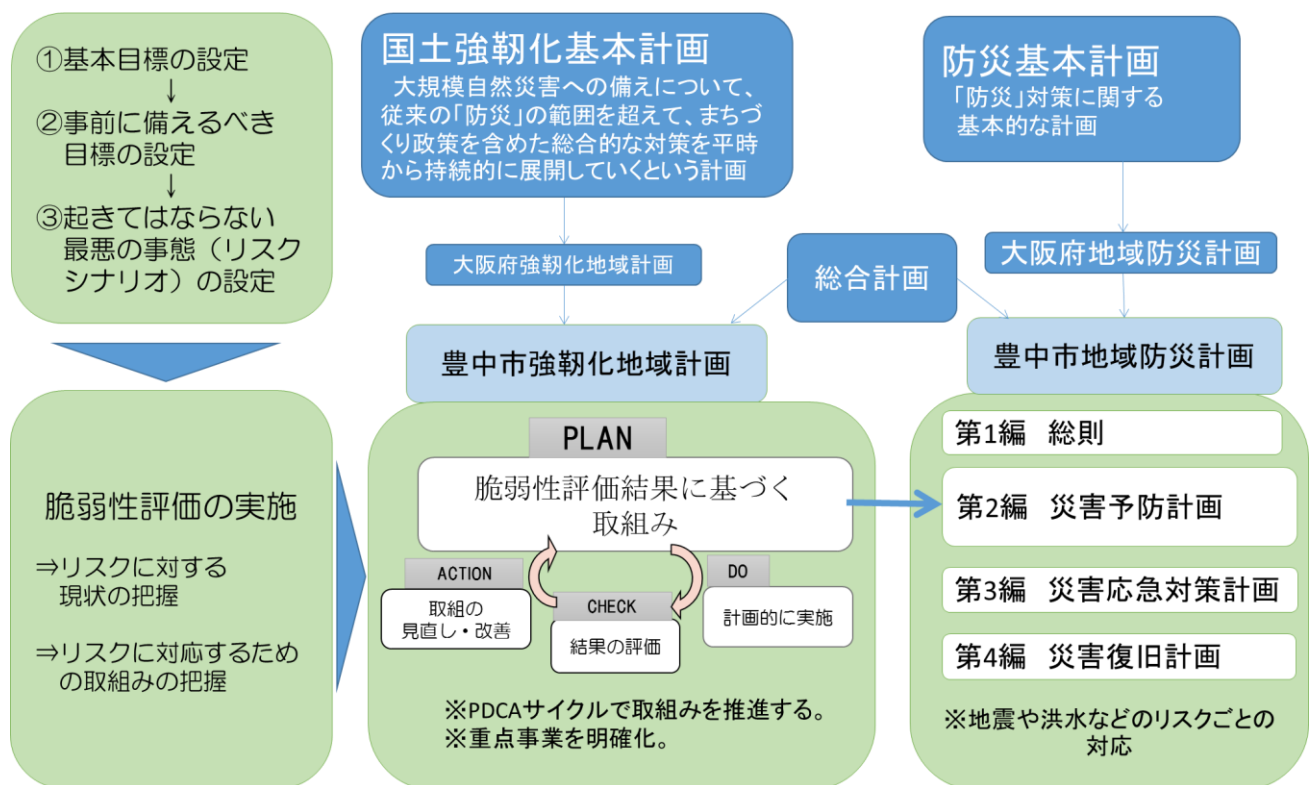
本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災や東日本大震災、台風などの過去の災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「豊中市強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画です。また、「豊中市総合計画」「豊中市地域防災計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

3. 計画期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするため、計画期間は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの概ね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



計画の構成イメージ

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の4つを基本目標とします。

- (1)人命の保護が最大限図られる
- (2)市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3)市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4)迅速な復旧復興

2. 対象とする災害(リスク)

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害【地震・津波・風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）】を対象とします。

なお、本市域の災害環境については、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である「豊中市地域防災計画」に記載するとおりとします。

3. 事前に備えるべき目標

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1)直接死を最大限防ぐ
- (2)救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3)必要不可欠な行政機能は確保する
- (4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5)経済活動を機能不全に陥らせない
- (6)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化に取り組めます。

（１）市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

（２）効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも地域で有効に活用される対策となるよう工夫します。

（３）的確な維持管理

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を削減できるよう、効率的に施策を推進します。

（４）広域連携の取組

関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町との連携強化を進め、市として防災・減災面での役割を担います。

第3章 脆弱性評価の実施

1. 起きてはならない最悪の事態

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の妨げとなるものとして、30項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえたものとして設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
経済活動を機能不全に陥らせない	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5－2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6－1	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6－2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6－3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6－4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7－1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7－2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7－3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7－4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7－5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
	8－2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8－3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8－4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8－5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価しました。脆弱性評価の結果は別紙に記載します。

第4章 重点事項と指標の設定

1. 重点事項の設定

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画では、「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、影響の大きさと緊急度等の観点から、以下のとおり14の「起きてはならない最悪の事態」を重点化する事項として選定しました。

起きてはならない最悪の事態	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生

部局ごとに取り組む重点事項は以下のとおりです。

部局	重点事項	対応する 「起きてはならない最悪の事態」
危機管理課	洪水・高潮時の浸水被害が想定される南部地域への重点啓発に取り組みます。	1-1,2,3,4 4-1,3 5-1
	非常時における的確な判断や迅速な行動に移せるよう、職階別研修等を通して知識の向上を図り、課単位での独自訓練の実施に繋がります。	1-1,2,3,4 2-1,2 4-1,3
	災害時帰宅困難者体験訓練、大阪 880 万人訓練、神崎川流域合同防災訓練などの情報を効果的に発信することで市民の訓練参加意欲を喚起させ、一人ひとりの行動力の向上に繋がります。	1-1,2,3,4 2-1,2 4-1,3
	校区単位自主防災組織結成に向けた更なる支援策として、気象・防災の専門家で構成する防災アドバイザーを派遣し、地区におけるリスクについて把握・共有し、校区単位防災マップ及び地区防災計画の作成を進めます。	1-1,2,3,4
	避難所等看板について、指定緊急避難場所の災害種別表示及び指定避難所のピクトグラムを整備します。	1-1,2,3,4 2-6 4-1,3 7-1
	地域ボランティアと連携した避難行動要支援者の安否確認と避難誘導体制を確立します。	1-1,2,3,4
	大規模災害が頻発、激甚化していることを踏まえ、国・府の計画やガイドライン見直し等の動向を注視し、本市の防災対策に速やかに取り入れるため、適宜、地域防災計画等の改正等の取り組みを進めます。	1-1,2,3,4 2-1,2,4,6 4-1,3 5-1 6-1,3 7-1
	取組みに一定の時間と財政資源投入を要するが、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策を進めます。	1-1,2,3,4 2-1,2,4,6 4-1,3 5-1 6-1,3 7-1
	津波から住民の命を守るために重要となる地域・コミュニティにおける「逃げる」対策となるソフト対策を進めます。	1-1,2,3,4 2-1,2,4,6 4-1,3 5-1 6-1,3 7-1

部 局	重点事項	対応する 「起きてはならない最悪の事態」
危機管理課	出前講座やとよなか防災アドバイザー派遣等の実施による校区単位自主防災組織の結成率向上を図ります。	1-2 2-2,6 4-1,3 5-1 7-1
	地区防災計画の策定支援を行います。	1-2 2-2,6 4-1,3 5-1 7-1
	「大阪府大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき、必要備蓄数量の確保を進めます。	2-1,4,6
	小・中学校の空き教室など、備蓄スペースを確保します。	2-1,4,6
	災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点の提供、資材の調達、活動時の保障・保険制度、ボランティア人材の事前登録等についてのルールづくりなど、活動のための環境づくりを進めます。	2-2
	新規採用職員対象研修及び課長対象研修の実施を通して、職員の災害対応力の強化を図ります。	2-2 4-1,3
	鉄道事業者等関係者、大阪府石油商業組合、コンビニエンスストア、外食事業者と徒歩帰宅者への支援について協議します。	2-2 4-1,3
	市民からの通報、職場への参集途上で把握した情報、庁外にいる職員からの連絡を受けた情報について、直接把握した職員が入力する機能を有する危機管理対策支援システムに対する職員の習熟度を向上させます。	4-1,3
都市経営部	引き続き市の情報発信を続けることで、情報を迅速に発信することができて情報拡散が期待できる SNS 媒体のフォロワー数の増加をめざします。	4-1 4-3

部 局	重点事項	対応する 「起きてはならない最悪の事態」
財 務 部	耐震性能が劣る施設について、豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、令和２年度（２０２０年度）末までに市有施設の耐震化率１００％を目標として、計画的に耐震補強を実施します。	1-1,2 4-1
	非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を実施します。	1-1,2 4-1
福 祉 部	社会福祉施設等の利用者支援に関する連携強化を行います。	1-1,2,3,4 2-6 4-1,3 7-1
	平常時のボランティアセンター運営への事業補助を通じて、災害時にも円滑にボランティアが活動できる基盤整備を図ります。	2-2
健 康 医 療 部	発災時、被災した市民に対する医療救護活動を総合的に調整する医療本部（市保健所長を本部長とし、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院連絡協議会、訪問看護ステーション連絡会、保健所により組織する）が円滑に機能できるように実働訓練を定期的実施します。	2-4,6
	発災時、医療本部の本部員が参集できない場合の「Web 医療本部（令和元年（2019 年）設置済み）」の Web 実働訓練を定期的実施します。	2-4,6
都 市 計 画 推 進 部	庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画の適切な運用による建築物の不燃化を促進します。	1-1,2,3,4
	災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。	1-1,2,3,4
	宅地耐震化推進事業の促進を図るため、大規模盛土造成地の変動予測調査を進めます。	1-1,2,3,4
	安全・安心な住環境の形成のため、地域住宅計画に基づき公営住宅整備事業を進めます。	1-1

部 局	重点事項	対応する 「起きてはならない最悪の事態」
都市基盤部	放置自転車等対策を実施します。	1-1,2,3,4
	寄附道路整備助成事業を実施します。	1-1,2,3,4
	穂積菰江線整備事業を実施します。	1-1,2,3,4 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	曾根島江線整備事業・菰江交差点改良事業を実施します。	1-1,2,3,4 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	神崎刀根山線整備事業を実施します。	1-1,2 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	利倉橋整備事業を実施します。	1-1,2 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	北新田橋整備事業を実施します。	1-1,2 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	新千里東町1丁目交差点改良事業を実施します。	1-1,2 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	ため池ハザードマップを作成します。	1-1,2,3,4 2-6 4-1,3 5-1 6-3 7-1

部 局	重点事項	対応する 「起きてはならない最悪の事態」
都市基盤部	道路橋、千里地区歩路橋、横断歩道橋、人道橋等の各長寿命化修繕事業を実施します。	1-1 2-1,2,4 4-1,3 5-1 6-3
	無電柱化の推進を図ります。	2-1,6 4-1 5-1 6-1,3
	道路附属物改修事業を実施します。	1-1 2-1,2,4 4-1,3 5-1 6-3
	歩道改良のバリアフリー化推進事業を実施します。	1-1,2,3,4 6-3
	自転車通行空間整備事業を実施します。	1-1,2 6-3
	大阪音楽大学周辺整備事業を実施します。	1-1,2 6-3
	水路敷歩道化整備事業を実施します。	1-1,2,3,4 6-3
	服部天神駅周辺地区整備事業を実施します。	1-1 6-3
	千里中央地区再整備事業を実施します。	1-1 6-3
	道路の整備に関するプログラムに基づき、道路整備等を行います。	1-1 6-3
	大規模災害を想定すると薬剤が十分ではないため、使用薬剤を取扱う業者との協力体制を構築します。	2-1,4,6
	現在の状況に合わせた資機材の充実に努めます。	2-2 4-1,3

部 局	重点事項	対応する 「起きてはならない最悪の事態」
都市基盤部	神崎刀根山線等の主要道路や生活道路の舗装事業を実施します。	1-1 5-1 6-3
	路面下空洞調査事業を実施します。	1-1 5-1 6-3
上下水道局	新下水道計画に基づく雨水管等の整備を行います。	1-3,4 2-6 5-1
	水道管路耐震適合率、配水池の耐震化率、配水小ブロック化、配水ルート耐震化率の向上による上下水道施設の耐震化を行います。	2-1,6 4-1 5-1 6-1
	ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策事業を実施します。	1-3,4 2-6 5-1 6-3
消防局	次期消防防災情報システムの更新について検討を進めています。	1-1,2 2-2,4 5-1 6-3 7-1
	消防防災施設整備費補助事業を実施します。	1-1,2 2-2 4-1,3 6-3 7-1
	緊急消防援助隊設備整備補助事業を実施します。	2-2 4-1,3
	消防救急デジタル無線の更新について検討します。	4-1,3

2. 指標の設定

計画の進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握するため以下のとおり指標を設定しています。

部局	計画策定当時の水準	目標
危機管理課	防災出前講座の実施回数：73 回 【平成 30 年度（2018 年度）】	増加
	とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績 【平成 30 年度（2018 年度）】	増加
	校区単位自主防災組織組織率：68.3% 【平成 30 年度（2018 年度）】	80%
	災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同 防災訓練の参加者数：1,454 人 【平成 30 年度（2018 年度）】	増加
	自主防災組織など市民対象訓練等の参加者 数：12,780 人 【平成 30 年度（2018 年度）】	増加
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 の箇所数：56 箇所	減少
	内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設 置状況：未設置 【平成 30 年度（2018 年度）】	100% 【令和 3 年度（2021 年度）】
	備蓄スペースの確保件数：53 箇所	増加
	災害時における人的被害（死者数）	限りなく 0 に近づける
	災害時における経済被害（被害額）	50%減少させる
都市経営部	S N S フォロワー数：8,682 【令和元年（2019 年）10 月 25 日現在】	増加

部局	計画策定当時の水準	目標
環境部	市街地緑化率(みどり率) : 25.7% 【平成 27 年度 (2015 年度)】	27% 【令和 9 年度 (2027 年度)】
財務部	計画的な耐震補強の実施 (市有施設耐震化率 : 98.1%)	市有施設の耐震化周知・庁内調整の完了 (市有施設耐震化率 : 100%) 【令和 2 年度 (2020 年度)】
	非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについての耐震化の実施。	8 施設 【令和 8 年度 (2026 年)】
いづも未来部	公立こども園における避難訓練の実施回数 : 各園年間 12 回	各園年間 12 回
福祉部	豊中市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録ボランティア人数 : 517 人 【平成 30 年度 (2018 年度)】	増加
都市計画推進部	庄内・豊南町地区 (地震時等に著しく危険な密集市街地) の不燃領域率 : 30.5% 【平成 30 年度 (2018 年度) 末】	40% 【令和 2 年度 (2020 年度)】
	住宅の耐震化率 : 82% 【平成 27 年度 (2015 年度)】	95% 【令和 7 年度 (2025 年)】

部局	計画策定当時の水準	目標
都市基盤部	放置自転車等移動保管台数：7,515 台 【平成 30 年度（2018 年度）】	減少
	横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋） 【平成 30 年度（2018 年度）】	令和 7 年度(2025 年度) までに 9 橋の修繕、2 橋の撤去を計画。
	人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋） 【平成 30 年度（2018 年度）】	令和 10 年度（2028 年度）までに 9 橋の修繕を計画。
	千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋） 【平成 30 年度（2018 年度）】	令和 9 年度（2027 年度）までに 12 橋の修繕を計画。
	道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋） 【平成 30 年度（2018 年度）】	令和 7 年度(2025 年度) までに 40 橋の修繕を計画。
	進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m、内 68.6 k m 完成） 【平成 30 年度（2018 年度）】	曽根島江線の一部 143m について、令和 6 年度（2024 年度）の整備完了をめざす。
	資機材の更新は 2 割程度	全資機材の更新

上下水道局	水道管路耐震適合率 30.8% 【平成 30 年度（2018 年度）】	40.3% 【令和 9 年度（2027 年度）】
	配水ルート耐震化率 36.7% 【平成 30 年度（2018 年度）】	100% 【令和 9 年度（2027 年度）】
	配水小ブロック化率 75.5% 【平成 30 年度（2018 年度）】	100% 【令和 9 年度（2027 年度）】
	配水池の耐震化率 89.4% 【平成 30 年度（2018 年度）】	100% 【令和元年度（2020 年度）】
	緊急時に備えた水の確保率：47.2% 【平成 28 年度（2016 年度）】	60% 【令和 7 年度（2025 年度）】

部局	計画策定当時の水準	目標
消防局	救命講習受講者数：25,249 人 【平成 30 年度（2018 年度）】	20,000 人 【毎年度】
	自主防災組織の訓練実施率：62.3% 【平成 30 年度（2018 年度）】	60% 【毎年度】
	危険物施設の立入検査の結果と改善率： 70.6% 【平成 30 年（2018 年度）】	100%
	重点防火対象物の立入検査の結果と改善率： 65.5% 【平成 30 年（2018 年度）】	100%
	市内 250m メッシュの防火水槽の設置率 78.7%	増加
	地域医療連携の推進のため、大阪府豊能地域 メディカルコントロール協議会を毎年 2 回実 施	維持

第5章 具体的な取組み

1. 脆弱性評価を踏まえた施策の取組み方針

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し、以下のとおり、整理しました。

起きてはならない最悪の事態		対応するための取組み
1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	①③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑬⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
1－3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	①③⑤⑥⑦⑬⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
1－4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	①③⑤⑥⑦⑬⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
2－1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	③⑤⑪⑫⑭⑯⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
2－2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	②③④⑧⑪⑮⑰⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
2－3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	③④⑤㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	⑧⑪⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
2－5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	⑧⑩⑫⑬⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
2－6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	②⑫⑬⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
3－1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	⑦⑧⑨⑩⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	①②③⑨⑫⑬⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
4－2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	①②③⑤⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
4－3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	①②③⑤⑬⑮⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

起きてはならない最悪の事態		対応するための取組み
5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	①②⑧⑪⑫⑬⑳㉔㉕㉖㉗
5－2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	⑧⑪⑫⑬⑱⑳㉔㉕㉖㉗
6－1	上水道等の長期間にわたる供給停止	⑫㉕㉗
6－2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	⑫㉕㉗
6－3	交通インフラの長期間にわたる機能停止	⑧⑩⑪⑳㉔㉕㉖㉗
6－4	防災インフラの長期間にわたる機能不全	⑧⑩⑫⑬⑳㉕㉖㉗
7－1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	②⑧⑩⑮⑱㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗
7－2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	⑧⑨⑩⑪⑫⑮⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗
7－3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	⑤⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑲㉒㉓㉔㉕㉖㉗
7－4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	⑬⑮㉕㉗
7－5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	⑬⑮㉕㉗
8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	⑮⑯⑳㉕㉖㉗
8－2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	④⑦⑯㉕㉖㉗
8－3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	⑦⑬⑭㉕㉖㉗
8－4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	①③⑥⑦⑨⑩⑬⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗
8－5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	⑦⑧㉑㉕㉖㉗

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

① 防災知識の普及

進捗状況

●市民等に対する防災知識の普及と意識啓発

- ・ 万一の断水に備えて、広報等を通じて水道水の汲み置きをはじめ、災害時給水拠点の位置等を継続的に周知しています。(上下水道局)
- ・ 市民等の関心が高いテーマ設定のもと「防災市民講座」「防災パネル展」「防災出前講座」や定期救命講習を開催しています。(危機管理課、消防局)
- ・ 地域住民による任意の防災組織である自主防災組織に対して訓練の勧奨を実施するなど、普及啓発に努めています。(消防局)
- ・ 市民向け啓発冊子として、「わが家の防災マップ」「総合ハザードマップ」「浸水ハザードマップ」「土砂災害ハザードマップ」「防災ガイド」を発行し、デジタルハザードマップをインターネット上で公開しています。また、防災重点ため池に対する「ため池ハザードマップ」を作成しています。また、「外国人のための多言語防災マップ」を作成し、市ホームページにて公表しています。(危機管理課、都市基盤部、人権政策課)
- ・ 木造住宅耐震相談コーナーや戸別訪問により市民に対して住宅の耐震化の必要性を啓発しています。(都市計画推進部)
- ・ 防災・福祉ささえあいづくり推進事業を通して、自力で避難が困難な高齢者及び障害者等の避難支援について地域ボランティアの協力のもと取り組んでいます。(危機管理課、福祉部)

●学校教育、社会教育における防災教育

- ・ 防災教育として、以下の取組みを実施しています。(消防局、教育委員会)
 - 小学 5、6 年生を対象としたジュニア救命講習
 - 中学生、高校生を対象に出前で救命講習
 - 幼稚園、こども園、保育所の児童に対する防火・防災教育
 - 公民館における防災講座
- ・ 公立・民間の各就学前施設において、避難訓練を月 1 回実施しています。(こども未来部)
- ・ 次世代の防災リーダーを育成することを目的に、高校生を対象とした防災講座を実施しています。(危機管理課)
- ・ 地震や大雨等による非常変災に対応するべく、小中学校において、各学校で策定する学校安全計画や学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るとともに、防災訓練を年間指導計画に位置付け、1 年間の中で計画的に実施することにより、災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組んでいます。(教育委員会)

	●事業者等に対する防災教育 ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設や、全児童福祉施設に対して、避難確保計画・非常災害対策計画の策定・提出を義務付けています。（こども未来部） ・市担当部局と各民間保育事業者間で災害時に活用するメーリングリストを構築しました。（こども未来部） ・小規模事業者の自然災害に対する事前対策（防災・減災）を促進するため、事業継続力強化支援計画を豊中商工会議所と共同作成しました。（危機管理課、都市活力部） ・消防防災協力事業所に対して消防資機材の取り扱い等の研修を実施して、防災教育に努めています。（消防局） ・年に2回、事業所を対象に防災研修会を実施するとともに、出前救命講習を実施しています。（消防局）
	●災害教訓の伝承 ・市民等の関心が高いテーマ設定のもと「防災市民講座」「防災パネル展」「防災出前講座」を開催しています。（危機管理課） ・平成22年（2010年）の救命力世界一宣言から継続して、年間2万人以上の救命講習受講を継続しています。（消防局）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
② 自主防災活動の充実・強化	
進捗状況	●自主防災組織の組織化 ・地域に密着した活動組織として小学校区ごとに結成された校区単位自主防災組織は41校区中28校区で結成率は68.3%です（危機管理課）
	●自主防災組織の育成及び活動 ・平常時の継続した取組みを支援するため、自主防災組織や自治会等を対象とした防災出前講座を実施しています。（危機管理課） ・校区単位自主防災組織等の地域防災力の向上を目的に、とよなか防災アドバイザー派遣制度を運用しています。（危機管理課） ・地域住民による任意の防災組織である自主防災組織に対して積極的に訓練の指導を実施して、育成支援及び災害対応力の向上に努めています。（消防局） ・女性防火クラブ（37クラブ。令和元年（2019年）10月末時点）の育成支援を行い、防火・防災に対する研修会等を実施しています。（消防局）

	●自主防災活動の環境整備 ・自主防災活動団体連絡会議を開催しています。(危機管理課) ・防災訓練時の立会いや備蓄物資の提供をしています。(危機管理課) ・校区自主防災組織に対し、活動費用助成を行っています。(危機管理課)
	●事業所の自主防災体制の強化 ・地震等の大規模災害時に、事業所の自主的な判断により消火活動、救助活動を行う「消防防災協力事業所（321 事業所。令和元年（2019 年）10 月末時点）」の育成支援を行っています。(消防局) ・消防防災協力事業所に対して消防資機材の取り扱い等の研修を実施して、防災体制の強化に努めています。(消防局) ・年に 2 回、事業所を対象に防災研修会を実施しています。(消防局) ・小規模事業者の自然災害に対する事前対策（防災・減災）を促進するため、事業継続力強化支援計画を豊中商工会議所と共同作成しました。(危機管理課、都市活力部) ・要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者に対して、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画の作成を促しました。(危機管理課、福祉部、こども未来部、教育委員会、健康医療部)
	●地区防災計画の策定等 ・校区単位自主防災組織等の地域防災力の向上を目的に、とよなか防災アドバイザー派遣制度を運用しています。(危機管理課) ・大阪府密集市街地整備方針に基づき、地域特性に応じた防災活動への支援強化策として、大阪府池田土木事務所と連携し、地区防災計画の作成支援を行っています。(危機管理課)
	●事業者、団体等の地域防災活動への参画促進 ・小規模事業者の自然災害に対する事前対策（防災・減災）を促進するため、事業継続力強化支援計画を豊中商工会議所と共同作成しました。(危機管理課、都市活力部)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
③ 防災訓練	
進捗状況	●総合的防災訓練 ・他市町村との広域的な訓練として、豊能地区 3 市 2 町合同防災訓練を実施しています。(危機管理課)

	●個別防災訓練 ・防災無線の通信訓練、関係課合同による水防訓練、避難所開設訓練を定期的に実施しています。(危機管理課)
	●事業所の防災訓練 ・災害時帰宅困難者体験訓練の支援をしています。(危機管理課) ・消防防災協力事業所に対して実践的な内容の訓練を実施し、防災体制の強化に努めます。(消防局)
	●市民の防災訓練 ・市民が防災に必要な知識、技術を習得できるよう、災害時帰宅困難者体験訓練、大阪 880 万人訓練、神崎川流域合同防災訓練などの周知を行い、市民の参加を促進しています。(危機管理課) ・自主防災組織など市民対象訓練を実施する際には、実践的な内容として災害対応力の向上に努めます。(消防局)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
④ ボランティア環境の整備	
進捗状況	●ボランティア調整機関の整備 ・社会福祉法人豊中市社会福祉協議会と「豊中市災害支援ボランティアセンターの設置等に関する協定書」を締結し、センター開設の手順や費用負担など必要な事項を定めました。(危機管理課、福祉部) ・社協ボランティアセンターと連携を図り、活動支援と協力を行っています。(福祉部) ・外国人支援のための多言語ボランティア養成講座を実施しています。(人権政策課)
	●ボランティア活動の支援 ・「豊中市災害支援ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、災害支援ボランティアセンターの運営に必要な体制構築を進めています。(危機管理課) ・平常時に社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターへの事業補助を行い、ボランティアの活動環境を整備しています。(福祉部)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑤ 市民一人ひとりが行う防災対策

進捗状況	●災害危険度について ・市民向け啓発冊子として、「わが家の防災マップ」「総合ハザードマップ」「浸水ハザードマップ」「土砂災害ハザードマップ」「防災ガイド」の発行、また、デジタルハザードマップをインターネット上で公開することで災害リスクの周知啓発を図っています。(危機管理課)
	●家庭内備蓄について ・広報とよなかでの特集記事、また防災出前講座の機会を通じて家庭内備蓄の必要性について周知啓発を行っています。(危機管理課)
	●避難行動について ・全戸配布した「総合ハザードマップ」において、災害が発生した際に「いつ」「何をするのか」を整理した個人の避難計画(＝マイ・タイムライン)の作成について周知啓発を行っています。(危機管理課)
	●地域におけるコミュニティづくり ・校区防災圏自主防災組織に対する結成前後の防災出前講座及びとよなか防災アドバイザー派遣を通して、防災を軸とした地域コミュニティの維持・強化を間接的に支援しています。(危機管理課)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑥ 防災生活圏の形成

進捗状況	●防災生活圏の形成 ・災害発生時の避難路沿道の路上駐輪を排除するため、めいわく駐車対策として、警察署・地域・市とで協力し、「めいわく駐車パトロール」啓発活動を実施しています。(都市基盤部) ・災害時の避難空間を確保するため、駅周辺の放置自転車等の整理・移動業務(平日・土日・夜間)や自転車駐車場の整備等の対策を行っています。また、地域や商業施設等と協働し、放置自転車防止等の啓発業務を行っています。(都市基盤部) ・概ね小学校区を活動範囲とする、住民と地域団体が知恵や力を出し合って課題を解決する仕組みである地域自治組織が市内8校区で設立され、各組織において住民の防災意識と地域の防災力を高めるため防災訓練を実施しています。(市民協働部) ・地域に密着した活動組織として小学校区ごとに結成された校区単位自主防災組織は41校区中30校区で結成率は73.2%です(危機管理課)

	・庄内・豊南町地区で災害時に避難空間となるポケットパークなどの整備に取り組んでいます。(都市計画推進部) ・災害発生時の避難行動要支援者の避難に障害となる箇所を改善するため、バリアフリー事業を実施しています。(都市基盤部)
--	--

⑦ 災害に強い都市構造の形成	
進捗状況	●面的な整備事業の推進 ・都市計画道路の整備による防災空間の確保を実施します。(都市基盤部) ・都市計画道路 43 路線の計画延長 78.3 k m の内、完成延長 68.8 k m で進捗率 87.8% となっています。(都市基盤部) ・住宅の耐震化促進のため、耐震補助事業を行っています。(都市計画推進部) ・寄附に伴う道路整備費及び測量費を助成することにより、市有路線網の整備促進を図り、防災性及び利便性の向上を図っています。(都市基盤部)
	●住民主体のまちづくりの支援 ・住民主体の地区のルールづくりについて、防災の観点も含めた啓発に努めています。(都市計画推進部)
	●防火地域等の指定 ・商業系用途地域や幹線道路の沿道地域等に防火地域・準防火地域の指定や、密集市街地である庄内・豊南町地区全体に防災街区整備地区計画を指定し、建築物の不燃化を促進しています。(都市計画推進部)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
⑧ 防災空間の整備・充実	
進捗状況	●地域防災拠点の整備 ・応援部隊の受入れや活動及び物資輸送等の拠点となる後方支援活動拠点(服部緑地)と連携する地域防災拠点の整備を進めています。(危機管理課)
	●防災道路・緑地軸の整備 ・都市計画道路 43 路線の計画延長 78.3 k m の内、完成延長 68.8 k m で進捗率 87.8% となっています。(都市基盤部) ・庄内・豊南町地区で災害時に避難路となる主要生活道路の整備に取り組んでいます。(都市計画推進部)

	●防災空間の整備・充実 ・災害時における避難場所あるいは救援活動の拠点となる防災公園として、野田中央公園、野畑南公園、ふれあい緑地において、災害用の備蓄倉庫やマンホールトイレなど防災機能を充実させるための整備を行いました。（環境部、危機管理課）
	●防災活動拠点の整備・充実 ・防災活動拠点となる市有施設に同報系移動無線を完備しています。（危機管理課） ・消防庁舎について、継続して耐震性能の確保及び庁舎の改修や非常用電源の計画的な更新などを行い、防災機能の維持・向上を図っています。（消防局） ・消防指令センターは、耐震構造である新千里消防署東泉丘出張所に整備されており、通信情報システムとして運用する消防防災情報システムは、災害発生時においても、安定稼働させるため、非常電源及び無停電電源装置等を整備しています。（消防局） ・災害廃棄物処理計画を策定し、被害想定による必要な人員や機材、仮置場の確保について検討し、関係機関と調整を図る等、収集体制の確立に努めています。（環境部）
	●市街地緑化の推進 ・公園の樹木調査を実施し、事前に危険木の伐採を行うとともに、必要に応じて補植を行い、適切な管理を行っています。また、民有地に対しても緑化の助成制度を活用し、市街地の緑化を図っています。（環境部）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
⑨ 建築物の安全対策	
進捗状況	●建築物の耐震診断・改修の促進 ・耐震化促進のために市民に耐震化の必要性を啓発するとともに、耐震化を行う所有者を支援するため、耐震診断・設計・改修・除却補助制度を実施しています。（都市計画推進部） ・豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画の中間検証を令和2年度（2020年度）に実施しました。（都市計画推進部） ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施しています。（財務部） ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進しています。（財務部） ・各消防署及び消防出張所について、平成17年度（2005年）から耐震診断を実施し、改修が必要な署所について順次改修を実施しました。（消防局） ・空き家等の適正管理にかかる意識啓発や相談窓口体制の整備を行うとともに、必

	要に応じて所有者等に家屋の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努めています。(都市計画推進部)
	●工作物等の安全対策 ・ブロック塀の安全対策を行う所有者を支援するため、ブロック塀等撤去補助制度を実施しています。(都市計画推進部) ・防災査察の際に建物所有者(管理者)に対し、屋外広告物等の落下防止等やエレベーターの閉じ込め防止の対策を講じるよう指導しています。(都市計画推進部) ・屋外広告物の落下や倒壊の防止のための対策として、高さ4mを超える広告物については、屋外広告物更新許可時に自主点検結果報告書の提出を義務付け、点検を促しています。また定期的な点検の必要性和点検のチェックポイント等を記載したチラシの配布を行っています。(都市計画推進部) ・市有施設のブロック塀の改修を行い、安全対策を実施しています。(財務部・各担当部局)
	●文化財等の保護対策 ・文化財防火デー(1月26日)に合わせて文化財建造物等への立入検査、消火訓練等を実施しています。(消防局) ・文化財の所有者に対する防災意識の啓発として、文化財防火デーや文化財防火運動の実施に合わせて、市内国指定・国登録文化財所有者等に情報提供しています。(教育委員会) ・国・府等の補助金も活用しながら、防火・耐震化の促進・防災用設備の促進を進めることにより、文化財の効果的な保存、活用を進めます。(教育委員会)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
⑩ 都市基盤施設整備の推進	
進捗状況	●道路網整備の推進 ・都市計画道路 43 路線の計画延長 78.3 k m の内、完成延長 68.8 k m で進捗率 87.8% となっています。(都市基盤部) ・道路の整備に関するプログラムに基づく道路整備等を実施しています。(都市基盤部)
	●公園等における防災機能の充実 ・災害時における避難場所あるいは救援活動の拠点となる防災公園として、野田中央公園において、災害時用の備蓄倉庫やマンホールトイレなど防災機能を充実させるための整備を行いました。引き続き、野畑南公園及びふれあい緑地において同様

	の整備を進めます。(環境部・危機管理課) ・耐震性貯水槽整備計画を作成し整備しています。また、耐震性貯水槽の整備に合わせ、消防資機材格納庫を整備し、災害時には自主防災組織等が自主的な消火活動等に使用できるよう覚書を交わしています。(消防局)
	●河川・水路等における防災機能の強化 ・大阪府アクションプランに基づく大阪府の耐震診断及び豊中市によるため池ハザードマップの作成を実施しています。(都市基盤部) ・災害時の避難リスクを低減するため、水路敷の歩道化整備を実施しています。(都市基盤部)
	●密集市街地の整備促進
	・災害に強いまちづくりを進めるため、密集市街地総合防災事業を推進します。 ・主要生活道路・緑道の整備として、大島町地区などの主要生活道路整備に取り組んでいます。(都市計画推進部) ・不燃化促進と防災意識の啓発として、防災街区整備地区計画とともに、木造住宅等除却費補助を行っています。(都市計画推進部) ・地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援、大学と連携した防災力向上等の取組み、民間と連携した防災啓発の実施などに取り組めます。 ・民間事業者との連携によるまちの再生、公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり、公共用地等を活用したみどりの整備などに取り組めます。 ・各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化(密集市街地まちの防災性マップ)に取り組めます。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑪ 土木構造物の耐震対策の推進

進捗状況	●鉄軌道施設
	・大阪府と協力して、マグニチュード7級の内陸直下型の地震に対して必要な耐震性が確保できるよう支柱の補強や、軌道桁の落橋防止、駅舎の制震化などの対策を行い、平成26年度（2014年度）末に完了しています。万博車両基地の留置線耐震対策工事についても、平成29年（2017年）9月末に完了しています。（大阪高速鉄道(株)） ・経年劣化等により健全度が低下している駅、高架橋、橋りょう、トンネル等の鉄道施設については、鉄道施設の保守管理標準に基づく定期点検と修繕ならびに高架橋等の耐震補強を行うことにより、施設の安全性の確保に取り組んでいます。（北大阪急行電鉄（株））
	●道路施設
	・経年劣化等により健全度が低下している道路橋、千里地区歩路橋、横断歩道橋、人道橋等の道路施設については、長寿命化修繕計画を策定し予防保全の点検と修繕により、道路網の安全性の確保に取り組んでいます。（都市基盤部）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進

進捗状況	●上水道施設
	・地震時の被害を最小化するため、以下のことに取り組んでいます。（上下水道局） ○耐震性の高い水道管路の敷設 ○耐震強度の低い配水池について耐震補強、長寿命化 ○重要給水施設のうち、広域避難場所、防災活動拠点、災害医療協力病院及び透析医療機関への配水ルート of 耐震化 ・災害時の復旧や管網の維持管理を容易にするため、配水小ブロック化を推進するとともに、バックアップ化を図るため、連絡管についても整備を行っています。（上下水道局）
	●下水道施設
	・地震時の被害を最小化するため、下水道施設の耐震化を進めています。（上下水道局） ・下水道機能の持続的確保に努めるため、下水道施設の維持管理・更新を進めています。（上下水道局）

	●電力供給施設 <災害予防対策> ・災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努めます。また、飛散物防止に関する注意喚起をホームページ及びSNSなどでの発信に加え「関西停電情報アプリ(令和元年(2019年)7月運用開始)」やテレビCM等を活用し、情報発信ルートの多様化等を行います。(関西電力(株)) <復旧体制等の整備> ・被害全容の早期把握に向けて、被害調査班の早期増強やドローンやスマートメーター等の活用を図ります。さらに、復旧工事の体制強化に向け、社内はもとより他電力会社や協力会社による応援強化を図ります。(関西電力(株)) ・タイムリーに停電情報や復旧進捗状況をお客さまにお届けできるよう、ホームページやアプリ上できめ細かくお知らせできるシステムを運用していきます。また、コールセンター受付機能の強化とともに、コールセンター以外の非常時受付機能の拡大を図るため、AIを活用した停電情報自動応答システム等の対策を行います。(関西電力(株)) ・自治体と個別に協議を進め、災害時の情報連絡体制の確立・強化を行うとともに、障害物除去に関する事前協議や優先復旧施設の考え方を相互確認するなど、自治体との連携強化に取り組んでまいります。(関西電力(株)) ●ガス供給施設 ・地震計を増設し正確、迅速な情報把握に努めています。(大阪ガス(株)) ・耐震性の高い中圧導管やPE管(ポリエチレン管)の敷設を促進し、供給システムの耐震力アップを図っています。(大阪ガス(株)) ・地震時自動遮断機能の付いたマイコンメーターの設置を促進し(家庭用では100%達成)、2次災害の防止に努めています。(大阪ガス(株)) ・供給ブロックの細分化(阪神・淡路大震災前55ブロックを平成30年(2018年)で164ブロックに細分化)や供給停止システムの強化を図り、的確な供給停止措置による2次災害の防止と迅速な復旧を図ります。(大阪ガス(株)) ・復旧見える化システムの活用など復旧情報のタイムリーな情報発信に努めます。(大阪ガス(株)) ●電気通信施設 ・災害予防対策としては、電気通信設備等について、耐水、耐震、耐火構造化を進め、主要な伝送路はループ構造として通信の孤立を防ぎます。また、復旧体制においては、グループ会社・協力会社等を含め全国支援の体制の確立に努め、速やかにサービス復旧を図ります。(西日本電信電話(株))
--	--

	●共同溝・電線共同溝の整備 ・道路の無電柱化については、阪急東側線・阪急西側北線・曾根服部緑地線・曾根駅東町線の一部と民間開発事業の一部において整備が図られています。今後は無電柱化推進計画を策定して取り組みます。(都市基盤部)
--	---

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取り組み	
⑬ 水害予防対策の推進	
進捗状況	●河川等の改修 ・神崎川から旧猪名川への高潮の流入及び洪水の逆流を防止し、旧猪名川に流入する内水の排除を行っています。毎月、大阪府立会のもと、ポンプ及び防潮水門等の試運転を行い、各点検を実施しています。また修繕、工事や点検委託の発注等の維持管理を行っています。(都市基盤部)
	●水害防止対策の推進 ・洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達のために、避難等の判断伝達マニュアルを改定しました。(危機管理課) ・今後、浸水ハザードマップの改訂や想定浸水深表示看板の整備を予定しています。(危機管理課)
	●防災重点ため池の災害予防計画 ・大阪府ため池防災減災アクションプランに基づく大阪府の耐震診断及び豊中市によるため池ハザードマップの作成を実施しています。(都市基盤部)
	●管路施設、ポンプ施設及び下水処理場の整備 ・10年に1回発生する降雨(計画降雨51.1mm/h)への対応を旨とし、新下水道計画に基づき雨水管等の整備を進めるとともに、浸水地域の被害軽減のため、浸水シミュレーションを用いた効果的な対策を行います。(上下水道局) ・浸水時の被害を最小化するため、ポンプ施設や下水処理場の耐水化を進めています。(上下水道局)
	●水防用資機材の整備 ・災害発生時に備えて、土のうは毎年2000袋更新し、その他資機材については10分の1ずつ更新しています。(都市基盤部) ・水防用の発電機・水中ポンプ・エンジン付きポンプ等機材について更新を行っており、今後はすべての資器材の更新を行っていきます。(都市基盤部)
	●大規模氾濫減災協議会への参画 ・大規模氾濫減災対策を推進するために、豊能地域水防災協議会、西大阪地域水防災連絡協議会、猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会に参画しています。(危機管理課、都市基盤部)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑭ 地盤災害予防対策の推進

進捗状況	●宅地等の安全対策 ・出水期（川が増水しやすい時期）の前である５月～６月に土砂災害特別警戒区域巡視パトロールを実施しています。（危機管理課） ・土砂災害の発生の恐れがある場所について「土砂災害ハザードマップ」を作成し、液状化の危険性について「わが家の防災マップ」に掲載し、市民への啓発をしています。（危機管理課） ・新旧地形図などのデータを基にした大規模盛土造成地の抽出、現地踏査を踏まえて、さらなる調査のための優先度評価を行っています。（都市計画推進部）
	●警戒避難体制等 ・水防法に基づくフォローアップ調査時に、担当課経由で要配慮者利用施設の防災体制、避難誘導、避難の確保を図るための施設整備、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）の作成等の進捗を確認しました。（危機管理課）
	●土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 ・土砂災害の発生の恐れがある場所について「土砂災害ハザードマップ」を作成し、液状化の危険性について「わが家の防災マップ」に掲載し、市民への啓発をしています。（危機管理課）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑮ 危険物等災害予防対策の推進

進捗状況	●危険物災害予防対策 ・危険物施設への立入検査を年１回実施し、法令上の技術基準に適合するよう指導しています。（消防局）
	●指定可燃物災害予防対策 ・指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う施設等を対象に、火災予防条例に基づく指導をしています。（消防局）
	●高圧ガス災害予防対策 ・高圧ガス施設への立入検査を実施し、法令上の技術基準に適合するよう指導しています。（消防局）

	●毒物・劇物災害予防対策
	・毒物・劇物を保有する施設及び保有量を確認しています。(消防局)
	●放射線災害予防対策
	・特殊災害対策班(核物質・放射線、生物剤及び化学剤(NBC災害対策))を設けており、災害対応について専門的に研究するとともに、有事の際に支援等の災害対応を行います。(消防局)
	●事業者の危険物等施設に対する風水害対策
	・危険物施設の立入検査の機会を捉えて、対象事業所に対して風水害対策の指導を行っています。(消防局)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
⑯ 防災体制の整備	
進捗状況	●組織体制の整備
	・総合的な防災対策を推進するための防災会議の委員等の解嘱・委嘱手続きを行いました。(危機管理課) ・災害等の状況に応じて、災害対策本部会議、風水害対策本部会議及び風水害警戒体制を設置しました。(危機管理課) ・地震等の災害が発生した際、市の災害対策本部(以下「災害対策本部」という)が設置されたときは、「豊中市議会における災害発生時の対応要領」に基づき、市議会において豊中市議会災害対策支援本部(正副議長及び各会派正副幹事長で構成。以下「支援本部」という)を設置し、災害対策本部を支援することとしています。(市議会事務局) ・支援本部の設置により、災害対策本部の情報を正副議長及び各会派正副幹事長を通じるなどして各議員へ情報共有しています。また、議員が得た情報を災害対策本部へ提供する場合は、内容が重なって提供されるなどの混乱を避けるため、生命の危険等緊急の場合を除いて支援本部を通じて提供することとしています。(市議会事務局)
	●緊急連絡体制及び動員計画
	・突発的な災害発生に備え、個々の災害対策要員の配備態勢(動員計画)及び役割を定めるとともに、緊急連絡網の整備・更新を行いました。(危機管理課・各部) ・議員については、「豊中市議会における災害発生時の対応要領」及び「大規模災害発生時の豊中市議会議員の行動マニュアル」に基づき、大規模災害発生時に議員自身が自らの安否及び居所又は連絡場所を電話その他の手段により市議会事務局へ報告し、連絡する体制を確保しています。(市議会事務局) ・メールやFAXでの連絡による、出場要請体制を確立しています。(消防局)

	●職員の災害対応力の向上 ・あらゆる災害や事故に備え迅速かつ的確に活動できるように、事象別の「災害対応マニュアル」に基づき、研修・訓練を定期的実施しています。(上下水道局) ・職員の災害対応力の向上を図るため、以下のことに取り組んでいます。(危機管理課、教育委員会) ○避難所開設訓練の実施 ○新規採用職員、新任課長級職員への災害対応研修の実施 ・今後、災害対応マニュアル改定を予定しています。(危機管理課) ・災害時において各市議会がとるべき行動や、組織体制などについて事務研究会などに職員が参加し、情報交換を行っています。(市議会事務局) ・警防本部立ち上げ訓練及び震災対策訓練をおこない、災害対応力の向上を図っています。(消防局) ●資機材等の整備 ・災害に対応できる車両の更新、資機材の年次更新をしています。(都市基盤部) ・資機材、備蓄物資、燃料等が不足する場合に対処するため、各種業界団体と災害時支援協定を結んでいます。(危機管理課) ・耐用年数に応じて、消防団の消防ポンプ車や小型動力ポンプ等を順次更新しています。(消防局) ●応援・協力体制の整備 ・広域的な災害に備え、大阪府や近隣都市をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。(上下水道局) ・災害時の相互援助を目的とした被災地復興支援に係る人的支援及び物的支援を実施しています。(危機管理課) ・平時より社協ボランティアセンターと連携を図り、活動支援と協力を行っています。(福祉部) ・被災地の消防力では対応困難な大規模災害等に出動し、活動を行う緊急消防援助隊に登録しています。(消防局) ・他市や関係機関との消防相互応援協定を締結しています。(消防局) ・大阪市及び池田市と「災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書」を締結しています。(危機管理課) ●消防力の充実 ・震災時に水道管の破裂等により消火栓が使用できなくなる可能性があるため、耐震性貯水槽を整備し消防水利の確保に努めています。(消防局) ・更新計画を定め消防車両や資機材の更新整備をおこない消防力の強化に努めています。(消防局) ・高度救命処置を実施する救急救命士を確保し配置しています。また、気管挿管や
--	---

	薬剤投与など、更に高度な救命処置を実施できる認定救急救命士の養成に努めています。(消防局)
	●自治体被災による行政機能の低下等への対策
	・大規模災害が発生した場合の行政機能の大幅な低下を想定した、迅速な災害対応及び市民生活に直結する通常業務の継続・復旧に関する「業務継続計画」を全課で作成しました。(危機管理課)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑪ 災害情報網の整備

進捗状況

●情報連絡体制の整備

- ・地震や豪雨など多様化する危機事象に対して、迅速・的確な対策決定を支援する危機管理対策支援システムの運用（危機管理課）
- ・災害時の情報伝達手段を維持するための非常用発電設備を第二庁舎に整備しています。（総務部）
- ・気象・地震や災害発生時の被害・避難情報と幅広い防災情報を提供するポータルサイトである大阪府防災情報システム（おおさか防災ネット）を活用しています。（危機管理課）
- ・震災等の災害に強い情報機器やネットワークの導入を検討します。（総務部）
- ・災害時有線電話、防災行政無線、消防救急デジタル無線等により、情報連絡体制を整備しています。（消防局）
- ・常備消防及び消防団に車載無線と携帯無線機を整備しています。（消防局）
- ・住民情報システムや行政系情報システムの安定稼働のため耐震サーバラックの導入の推進や機器の定期保守点検を進めています。（総務部）
- ・地震発生時に庁内LANの通信連絡を確保するため、ネットワーク環境の保全に努めています。（総務部）

●情報収集伝達体制の強化

- ・さまざまな環境下にある住民や職員に対し、気象情報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（移動系防災行政無線を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、市ホームページやメール、SNS等による多様な伝達手段による情報伝達を行いました。（危機管理課）
- ・インターネットを活用した迅速な情報発信が行えるよう、従来のホームページに加え、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）媒体の拡充及び発信内容の充実を行うとともに、広報車やチラシ・ポスターなど紙媒体を活用した伝達手段の多様化を図りました。（都市経営部）
- ・情報収集伝達体制を強化するため、平成30年（2018年）12月にヤフー（株）と「災害時に係る情報発信等に関する協定書」を締結しました。（都市経営部）
- ・消防局で収集した情報を整理し、部内での情報共有を行うとともに、関係機関及び市関係部局に連絡しています。（消防局）

	●災害広報体制の整備 ・災害時の各段階ごとに発信すべき内容を情報発信媒体ごとに取りまとめたタイムラインを作成したほか、緊急時に豊中記者クラブ各社及び地域放送事業者（J：COM、FM千里）への情報提供を迅速かつタイムリーに行うための緊急連絡手段の確認・整理を行いました。（都市経営部） ・災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、自治会長の連絡先を名簿で管理し、必要に応じて各部局へ情報提供しています。（市民協働部） ・災害に関する報道機関との連携協力として、千里ニュータウンFM放送(株)と「災害時の緊急放送に減する協定書」を締結しました。【平成20年（2008年）9月1日】（危機管理課） ・収集した情報を整理し、広報を行います。（消防局） ・「り災証明」の発行手続きに関しては、災害規模に応じて、電話やメール受付も可能とするなど臨機応変に対応できる体制を整えています（財務部）
	●災害時相談体制の整備 ・災害対策本部業務の中で、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況に関する問い合わせに対して想定される市民相談窓口を整備しました。（危機管理課）
	●停電時の住民への情報提供 ・広報車や広報印刷物を活用した情報伝達に努めるほか、ラジオ（FM千里）に情報提供を行います。また、市民相談窓口や総合コールセンターにおいて、市民からの相談・問い合わせに応じる体制を整えます。（都市経営部）
	●居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供 ・必要な情報や支援サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう大阪府と連携して連絡体制を確保しました。（危機管理課）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑱ 火災予防体制の整備

進捗状況	●建築物等の火災予防 ・定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物の所有者（管理者）に対し、建築物や建築設備の適切な維持保全を指導しています。（都市計画推進部） ・建築物が消防関係法令や火災予防条例等の防火規定に適合するよう審査、検査等を実施しています。（消防局） ・建築物の防火管理体制、消防用設備等の維持管理状況等について立入検査を行い、不備事項については是正指導を行っています。（消防局）
------	---

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

⑲ 災害時医療体制の整備

進捗状況	●医療体制の整備 ・発災時に、市内医療体制調整やDMAT等医療支援チームの応援要請など医療救護活動を総合的に調整する医療本部を市役所内に組織するため、医療本部の設置及び役割について関係機関と調整・合意しました。今後、医療本部運営の詳細について関係機関と共に検討します。（健康医療部） （※医療本部構成機関：本部長-保健所長、医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市立豊中病院、健康医療部） ・地震等の大規模災害を想定した対応マニュアルを策定しており、これに基づき負傷者等を受け入れる体制が整っています。感染症については、保健所が所掌する「新型インフルエンザ等対応マニュアル」に基づき対応します。（市立豊中病院） ・有事においては、通常の診療活動の延長として医療救護活動に取り組むことから、日頃から職員の救護活動への意識を高めるとともに、院内での大規模災害訓練（教育）を継続的に実施しています。（市立豊中病院） ●医療情報の収集伝達体制の整備 ・三師会及び市内19病院が整備している「災害対応マニュアル」に被災状況報告（EMIS入力、医療本部の役割等）に関する記載を依頼し、市内医療機関の被害状況・活動状況等の情報が医療本部に集約されるようにしています。（健康医療部） ・被災地外医療機関情報などは「大阪府保健医療調整本部」に集約され、本市医療本部と共有されるようになっています。（健康医療部） ・市立豊中病院では、衛星携帯電話（IsatPhone）・衛星電話（ワイドスタ
------	--

	一) を配備し、非常時における外部との通信手段を確保しています。当院の被災状況については、広域災害救急情報システム（E M I S）を利用して大阪府等関係機関と情報共有できる仕組みが整っています。（市立豊中病院） ・広域災害救急医療情報システム（E M I S）により、情報を収集します。（消防局・健康医療部）
	●医療救護班の整備
	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、（財）医療保健センターと市保健所にて医療救護班の出務体制（設置方法、時間等）が整備されています。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会それぞれ会員の医療救護班への出務に関する輪番体制を整備しています。（健康医療部） ・外部からの物品調達に支障が生じて、概ね 3 日間の診療活動が継続できる薬品・診療材料を確保しています。（市立豊中病院）
	●後方医療体制の整備
	・被災地外医療機関への支援要請やDMA T等医療支援チーム派遣などを含む広域的後方医療活動は「大阪府保健医療調整本部」が統括する府全体の調整合体が整備されています。（健康医療部） ・地域医療連携の推進については、大阪府豊能地域メディカルコントロール協議会を年に 2 回実施しています。（消防局） ・救急隊の教育及び事後検証体制を整えています。（消防局）
	●医薬品及び医療用資器材等の確保体制の整備
	・災害発生後、緊急を要する医薬品、衛生材料、その他豊中市が指定するものの供給に関して市薬剤師会と「災害時救急医薬品等の供給に関する協定」締結しています。（健康医療部） ・医療用資器材、輸血用血液等について、市医療本部から「大阪府保健医療調整本部」へ支援要請し、大阪府から供給される体制が整備されています。（健康医療部）
	●患者等搬送体制の整備
	・被災地外医療機関への搬送等が必要な場合、市医療本部から「大阪府保健医療調整本部」へ支援要請を行う体制が整備されています。（健康医療部） ・「大阪府保健医療調整本部」による調整にて、DMA T等の医療チームが市へ派遣され患者搬送を行う体制が整備されています。（健康医療部）
	●個別疾病対策
	・市保健所（健康医療総務班・健康医療班）内に設置する「個別疾病対策チーム」が対応し、対応困難な場合は、市医療本部へ報告し、医療本部の判断により「大阪府保健医療調整本部」等へ支援要請を行う体制が整備されています。（健康医療部）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

②0 緊急輸送体制の整備

進捗状況	● 緊急交通路の整備 ・ 緊急交通路がその機能を確保できるよう、災害時における市内緊急交通路の被災状況や交通状況等の情報収集体制、道路疎開体制及び応急点検体制を整備し、地域防災計画に緊急交通路路線図を掲載し、周知しています。(都市基盤部、危機管理課)
	● 災害時用臨時ヘリポートの選定等 ・ 陸上交通のマヒに備えて、災害時の救助、救護活動、緊急物資の航空輸送のための災害時用臨時ヘリポートを選定し、地域防災計画に災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表を掲載し公表しています。(危機管理課) ・ 大阪府緊急消防援助隊受援計画及び豊中市緊急消防援助隊受援計画に大阪大学豊中地区グラウンド・二ノ切少年球技場・服部緑地(補助競技場)が使用可能と記載されており、受援時には遅滞なく大阪府に報告するよう努めます。(消防局)
	● 輸送手段の確保体制の整備 ・ 災害発生時に物資集積地から避難所等への救援物資等の搬送を迅速に行うことを定める、「災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定書」を大阪府トラック協同組合と締結しています。(危機管理課)
	● 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築 ・ 供給する物資が不足する場合を想定し、大阪府や他市町村への応援要請体制、国のプッシュ型支援を受ける場合の受入体制等、豊中市立豊島体育館を物資拠点とした物資調達体制を構築しました(危機管理課)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

②1 避難体制の整備

進捗状況	● 指定緊急避難場所、避難路の選定等 ・ 災害の危険から命を守るために緊急的に非難する場所等である指定緊急避難場所の告示と大阪府知事への通知を行いました。(危機管理課) ・ 広域避難場所に通じる避難路である緊急交通路の選定を行っています。(都市基盤部・危機管理課)

	・災害発生後、災害発生箇所への救助、救急、消火、医療、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための災害初動期における緊急の輸送ルートである緊急交通路の点検体制を整備しています。(都市基盤部)
	●指定避難所の選定・整備 ・災害等で被害を受けた又は受けるおそれがある者を収容する施設としての指定一般避難所及び指定福祉避難所の告示と大阪府知事への通知を行いました。(危機管理課) ・土砂災害警戒区域等にかかる避難所8箇所を選定し、避難所開設要員を配置しました。(教育委員会) ・避難所の上下水道が復旧せず、し尿処理ができない場合に備えて、仮設トイレ(簡易トイレ)の設置及び収集ルートや必要人員を設定しています。(環境部) ・新型コロナウイルス感染症の蔓延下では、避難所での3密を回避するために、大阪府が府内の宿泊施設と締結する基本協定の活用を検討します。(危機管理課)
	●福祉避難所の選定・整備 ・豊中市福祉避難所基本方針に基づき、福祉避難所の選定・整備を進めます。(危機管理課、福祉部)
	●愛玩動物の収容対策の検討 ・避難所におけるペットの取扱いについて検討をしています。(危機管理課、健康医療部)
	●避難誘導體制の整備 ・避難行動要支援者の避難行動に対する支援を円滑に行うため、校区単位の避難行動要支援者に係る図上訓練等の支援を行いました。(危機管理課) ・災害事象の特性や非難すべき区域、判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点などを明確にした避難情報の判断・伝達マニュアルを策定しました。(危機管理課) ・震度6弱以上の地震が発生した際の安否確認を介護サービス事業者と連携して行う「発災時介護保険サービス利用者安否確認連携」の取組みを開始しました。また、障害福祉サービス事業者と連携して行う「発災時障害福祉サービス利用者安否確認連携」の取組みを開始しました。(福祉部) ・避難行動要支援者支援名簿システム構築に向けた検討会議に出席し、災害時の体制整備について検討しています。(危機管理課・福祉部) ・公民館の利用者の被災時の避難誘導手順について、事務所内に貼り出し、職員間で共有しています。(教育委員会) ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。(健康医療部)

	●市民等への周知 ・避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、「防災マップ」「浸水ハザードマップ（津波による浸水を含む）」「土砂災害ハザードマップ」「防災ガイド」を配布しています。（危機管理課）
	●避難者相互受け入れ ・市域境界付近の地域住民の避難体制を円滑に進めるため、大阪市、池田市と締結している「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定」に基づき、それぞれの避難施設の一部を相互に利用することを再確認しました。（危機管理課）
	●応急仮設住宅建設候補地の事前選定 ・地域防災計画に基づき、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設候補地を選定しました。（危機管理課） ・マニュアルを作成し、応急仮設住宅の建設が可能な公園用地の選定を行っています。（環境部）
	●応急危険度判定体制の整備 ・被災建築物応急危険度判定等に必要な資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の受け入れ態勢の整備など応急危険度判定の実施体制を整備します。（都市計画推進部）
	●斜面判定制度の活用 ・大阪府及び砂防関係団体と連携し、土砂災害危険箇所のパトロールを実施しています。（危機管理課）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
②② 要配慮者支援体制の整備	
進捗状況	●福祉のまちづくりの推進 ・「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」に加え、地域ぐるみの支援体制を確立するため、新しい取組みである「発災時介護保険サービス利用者安否確認連携」の取組みについて地域の校区福祉委員会会長会及び民生・児童委員協議会の役員会へ説明を行いました。（福祉部）
	●社会福祉施設等における対応 ・公立・民間の各就学前施設において、避難訓練を月 1 回実施しています。（こども未来部） ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設や、全児童福祉施設に対して、避難確保計画・非常災害対策計画の策定・提出を義務付けています。（こども未来部）

	も未来部) ・市担当部局と各民間保育事業者間で災害時に活用するメーリングリストを構築しました。(こども未来部) ・災害時に自力での行動が困難である避難行動要支援者のための福祉避難所の選定・指定をしています。(危機管理課) ・防災計画の策定や、防災訓練の実施について、日ごろから対応策を講じるよう社会福祉施設へ促しています。(福祉部) ・指導監査・実地指導時に下記について確認を行い、必要に応じて指摘をして、改善報告を求めています。(福祉部) ①災害計画の作成状況 ②避難及び消火訓練等の実施状況 ③施設点検状況 ④緊急連絡網の作成状況
	●避難行動要支援者対応 ・災害時に自力での行動が困難である避難行動要支援者について、「防災・福祉さえあいづくり推進事業」による避難行動要支援者の名簿作成及び協定に基づく地域ボランティア（避難支援等関係者）への名簿提供、図上訓練及び実地訓練等の支援を行いました。(危機管理課・福祉部) 《参考：本市が対象とする避難行動要支援者》 ①65歳以上の単身世帯で要介護1、2又は要支援1、2の認定者 ②要介護3、4又は5の認定者 ③身体障害者手帳1級、2級所持者（個別等級）【視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹】 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持で単身世帯 ⑤療育手帳A所持で単身世帯 ⑥難病患者（一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者） ⑦その他災害時に自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者 ・避難行動要支援者を対象に心身の状況や医療・介護のサービスの利用の有無、避難時の協力者などを記載した個別避難計画を作成していきます。同計画の作成にあたっては対象者の心身の状況や社会的孤立の状況などを考慮し、優先順位を付けて取り組みます。災害時個別避難計画推進部会を設置し、市関係部局や豊中市社会福祉協議会、高齢・障害分野の関係団体、地域福祉活動団体などと同計画書の様式や作成の流れなどについて検討を進めています。(福祉課) ・災害時個別避難計画推進部会において、個別避難計画の利用と提供の考え方について整理を進めています。(危機管理課、福祉部)

	●外国人市民等への対応 ・災害時に、外国人市民に配慮した支援を行うため、公益財団法人とよなか国際交流協会との「豊中市災害時多言語支援センター設置に関する協定書」を締結しています。（人権政策課）
	●その他の要配慮者への対応 ・新たに地域自治組織が設立された際は情報を把握し、各部局への情報提供できる体制を整えています（市民協働部） ・自治会・管理組合等を対象とした防災出前講座の実施や市ホームページ及び広報誌を通じた情報発信を行っています。（危機管理課） ・災害発生時の障害者や高齢者の避難に障害となる箇所を改善するため、バリアフリー事業を実施しています。（都市基盤部）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取り組み	
②③ 帰宅困難者支援体制の整備	
進捗状況	●帰宅困難者対策の普及・啓発活動 ・災害発生後、従業員等がむやみに移動することによる二次災害が発生することを防止するため、災害時帰宅困難者体験訓練の周知を行い、参加を促進しています。（危機管理課） ・平成 30 年（2018 年）1 月に千里中央地区の帰宅困難者対策となる「千里中央駅周辺地域都市再生安全確保計画」の策定を行いました。（都市計画推進部） ・平成 30 年（2018 年）9 月に、千里中央地区の関係者を対象に、都市再生安全確保計画の周知を図るとともに、平成 30 年（2018 年）6 月に発災した大阪北部地震による影響等を確認し、今後の防災活動の必要性の認識を行うため、防災勉強会を開催しました。（都市計画推進部） ・令和元年（2019 年）11 月に、災害時を想定した机上訓練を実施しました。（都市計画推進部）
	●駅周辺における滞留者の対策 ・公共交通機関が休止した場合の豊中駅周辺対策として、国際交流センター及びとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者である公益財団法人とよなか国際交流協会と臨時避難所の開設についての協定書を締結しました。（人権政策課・危機管理課） ・大阪国際空港の出発便が停止した場合等の空港周辺対策について、関西エアポート株式会社と協議を進めています。（都市活力部・危機管理課）

	●道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発
	・市ホームページ・トップページにおおさか防災ネットへのリンクを掲載し、交通情報及び道路情報の市民への適切な提供に努めています。(危機管理課)
	●代替輸送確保の仕組み
	・市ホームページ・トップページにおおさか防災ネットへのリンクを掲載し、交通情報及び道路情報の市民への適切な提供に努めています。(危機管理課)
	●徒歩帰宅者への支援
	・災害時における帰宅ルートの確認等に繋げるため、災害時帰宅困難者体験訓練への参加を呼び掛けています。(危機管理課)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
②④ 非常用物資の確保体制の整備	
進捗状況	●飲料水の確保
	・災害時の断水に備え、耐震性貯水槽の設置や加圧式給水車の配備、非常用給水袋・ボトル水の備蓄をしています。(上下水道局、危機管理課)
	●井戸水による生活用水の確保
	・災害時における井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸について市ホームページへ掲載すると共に、井戸所有者へ協力要請をしています。(危機管理課)
	●食料及び生活必需品の確保
	・分散備蓄の考え方にに基づき、小学校全校をはじめとした備蓄倉庫の確保を進めています。(危機管理課)
	・被災者支援のために、特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市で1:1を基本とした役割分担のもと、必要量を備蓄しています。(危機管理課)
	●防疫・衛生用資材の確保
	・保健衛生分野における防疫・保健衛生活動については、市保健所(健康医療総務班・健康医療班)内に設置する「衛生チーム」「避難所健康支援チーム」が対応するよう体制を整備し、保健所職員全員参加による実働訓練も実施しています。(健康医療部)
	・保健医療総務班・健康医療班活動に必要な衛生用資材については、段階的に確保しています。(健康医療部)
	・初期対応にあたる動力噴霧器の数を増やし、機材の定期点検を実施しています。(都市基盤部)

	●備蓄品の管理
	・市保健所における災害時活動に必要な物品（発電機、衛星電話、防護服等）について管理体制を整備しています。（健康医療部） ・耐用年数、賞味期限のある備蓄品については、随時入替えを行っています。（危機管理課）
	●消毒の実施
	・市保健所にて平常時から実施している「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29 条」による消毒を被災時も同様に実施します。（健康医療部） ・浸水時には、関係部局と連携を取りながら早期に道路や住宅の汚染箇所を消毒し、広範な対応が必要な場合には、業者と連携して消毒を実施する体制ができています。（都市基盤部）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み	
②⑤ 交通確保体制の整備	
進捗状況	●鉄軌道及びバス関連施設 ・非常時における社員の召集、旅客案内、対策本部運営、事故対応、官公庁等関係各機関との連携、振替輸送、救済バス輸送、代替バス輸送などの取扱いを定めた「緊急事態対策及び防災体制」を策定し備えています。（大阪高速鉄道（株）） ・震度 6 程度の地震が発生し、復旧に 1 週間から 1 ヶ月程度を要する場合の対応を定めた「大阪モノレール事業継続計画（BCP）」を策定し備えています。（大阪高速鉄（株）） ・毎年 1 回、沿線消防、沿線警察、大阪府土木事務所との夜間「非常時合同訓練」を実施し、旅客救出や施設点検等の強化に努めています。（大阪高速鉄（株）） ・毎年 1 回、沿線消防、沿線警察が万博記念公園駅車両基地に集まり、軌道事故が発生した場合の研修会「軌道事故発生時の対応確認会」を実施しています。（大阪高速鉄道（株）） ・毎年 1 回～2 回、災害対策本部訓練を実施し、非常時の情報連携強化に努めています。（大阪高速鉄道（株）） ・鉄道施設については、鉄道施設の保守において定期点検等を実施すると共に、優先度に基づき修繕及び改修をしています。また、鉄道施設の耐震事業において、優先度に基づき高架橋等の耐震補強をしています。（北大阪急行電鉄（株）） ・災害発生時には、ホームページやディスプレイ等のツールを用い、計画運休等の情報発信を行っています。また、災害が発生した場合に備え、少人数で迅速に避難誘導を行うための避難誘導案内板や、車いすの方でも避難することができる豆トロを設置しています。年に 2 回警察消防との合同訓練を行っており、施設の点検や乗

	客の避難誘導についてツールを用いながら、体制の整備に努めています。（北大阪急行電鉄（株））
	●道路、橋梁施設 ・災害時の被害の予防、軽減及び拡大を防止するため、及び災害時の交通手段となる自転車の利用環境を整備するために、以下の取組みを行っています。（都市基盤部） ○老朽化した道路舗装の維持、修繕（豊中市舗装修繕計画） ○防護柵等の交通安全施設の新設及び維持、修繕 ○街路灯や防犯灯の新設及び修繕（豊中市街路灯修繕計画） ○橋梁およびボックスカルバート等の定期点検の実施、優先度に基づく改修及び耐震補強（道路橋長寿命化修繕計画、千里地区歩路橋長寿命化修繕計画、横断歩道橋長寿命化修繕計画、人道橋長寿命化修繕計画） ○自転車通行空間の整備（自転車ネットワーク計画） ○無電柱化の推進 ○水路敷の歩道化整備 ○服部天神駅及び千里中央駅の周辺地区の整備 ○大阪音楽大学周辺の整備 ○道路の整備に関するプログラムに基づく道路整備等
	●空港施設 ・関西エアポート（株）において、あらゆる事態（オールハザード）に、利用者や空港従業員等の安全確保や緊急対応・早期復旧を、空港関係機関と一体となって対処する「関西エアポートBCP」を策定しています。（新関西国際空港（株）） ・「関西エアポートBCP」に基づき、非常時に大阪国際空港内の滞留者支援を行う関西エアポート（株）と「大規模な災害発生時の相互協力に関する協定」を結ぶことを検討します。（空港課・危機管理課）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

②⑥ 災害及び防災に関する調査研究

進捗状況	● 関係機関との情報交換
	・大阪府、指定地方行政機関との防災対策に関する計画や情報について、情報交換を行っています。(危機管理課)
	・被災地復興支援として被災地へ職員を派遣し、災害対策業務に従事することで災害対応に係る情報収集を行っています。(危機管理課)
	● 防災に関する資料の収集及び分析
	・防災に関する図書・資料等の収集・整理を行っています。(危機管理課)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組み

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

進捗状況	● 対象区域
	市域全域
	● 計画期間
	・第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)まで ※減災目標を定めた「新・大阪府地震防災アクションプラン」 平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)まで
	● 計画対象事業
	・大阪府からの第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る状況調査を通して進捗を確認しています。(危機管理課)

第6章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進体制

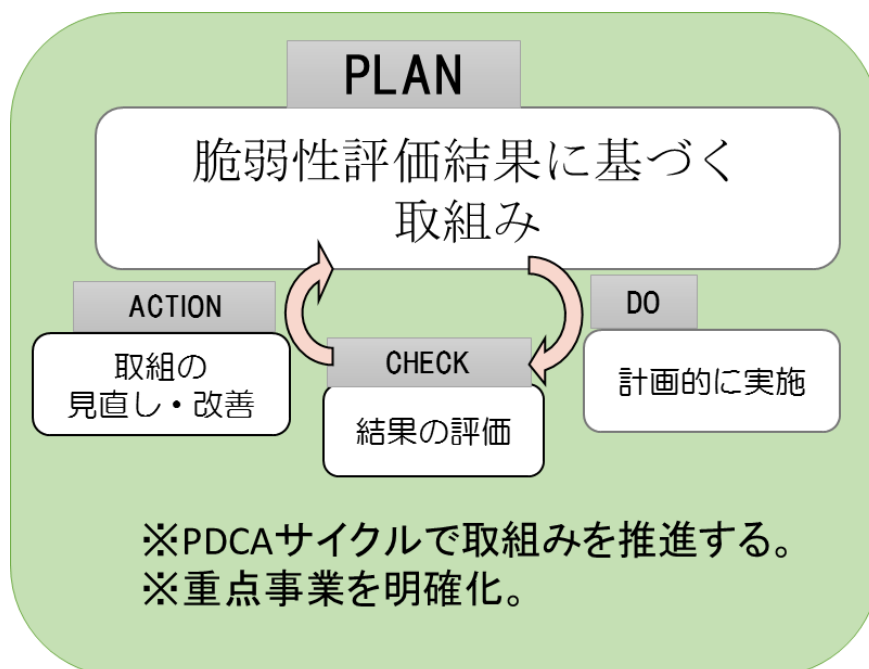
国土強靱化は、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にするための事前対策であり、広範な部局の所掌にまたがります。

したがって、本計画の進捗管理、見直しについては、「豊中市危機管理対策推進会議」を中核とした部局横断的な体制において豊中市地域防災計画との整合を図りながら取組みを推進していきます。

また、市の部局だけでなく、国や大阪府、政令指定都市、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めていきます。

2. 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCA サイクルを繰り返して、取組みを推進します。



(別紙) 脆弱性評価

(おきてはならない最悪の事態)	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
①	防災知識の普及
災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。	
③	防災訓練
市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。	
⑤	市民一人ひとりが行う防災対策
市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。	
⑥	防災生活圏の形成
近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努めていく必要がある。	
⑦	災害に強い都市構造の形成
市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。	
⑧	防災空間の整備・充実
避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	
⑨	建築物の安全対策

地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。	
⑩	都市基盤施設整備の推進
道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。	
⑪	土木構造物の耐震対策の推進
一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。	
⑬	火災予防体制の整備
市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の推進を図る必要がある。	
⑭	緊急輸送体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
⑮	要配慮者支援体制の整備
高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進めていく必要がある。	
⑯	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
⑰	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】 ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】	

- ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成30年度（2018年度）】
- ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成30年度（2018年度）】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成27年度（2015年度）】

<財務部>

- ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。(市有施設耐震化率：98.1%)
- ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。(対象施設数:8施設)

<こども未来部>

- ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間12回

<都市計画推進部>

- ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成30年度（2018年度）末】
- ・住宅の耐震化率：82%【平成27年度（2015年度）】

<都市基盤部>

- ・放置自転車等移動保管台数：7,515台【平成30年度（2018年度）】
- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率87.6%（計画延長43路線78.3km）【平成30年度（2018年度）】
- ・道路橋長寿命化修繕計画（平成29年（2017年）1月）（修繕が必要な橋梁40橋／完了7橋）【平成30年度（2018年度）】
- ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成29年（2017年）8月）（修繕が必要な橋梁12橋／完了3橋）【平成30年度（2018年度）】
- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成29年（2017年）1月）（修繕が必要な橋梁11橋／完了3橋）【平成30年度（2018年度）】
- ・人道橋長寿命化修繕計画（平成30年（2018年）6月）（修繕が必要な橋梁9橋／完了1橋）【平成30年度（2018年度）】

<上下水道局>

- ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成28年度（2016年度）】

<消防局>

- ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成30年度（2018年度）】

- ・救命講習受講者数：25,249人【平成30年度（2018年度）】
- ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成30年（2018年度）】
- ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成30年（2018年度）】

（おきてはならない最悪の事態）	
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
①	防災知識の普及
災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。	
②	自主防災活動の充実・強化
市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。	
③	防災訓練
市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。	
⑤	市民一人ひとりが行う防災対策
市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。	
⑥	防災生活圏の形成
近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努めていく必要がある。	
⑦	災害に強い都市構造の形成
市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。	
⑧	防災空間の整備・充実

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。
⑨ 建築物の安全対策
地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。
⑩ 都市基盤施設整備の推進
道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。
⑬ 火災予防体制の整備
市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の推進を図る必要がある。
⑭ 避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。
⑮ 要配慮者支援体制の整備
高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進めていく必要がある。
⑯ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
⑰ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・ 防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

- ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】

<財務部>

- ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。(市有施設耐震化率：98.1%)【再掲】
- ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。(対象施設数:8 施設)【再掲】

<こども未来部>

- ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】

<都市計画推進部>

- ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】
- ・住宅の耐震化率（平成 27 年度（2015 年度））：82%【再掲】

<都市基盤部>

- ・放置自転車等移動保管台数：7,515 台【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<上下水道局>

- ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】

<消防局>

- ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・救命講習受講者数：25,249 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】
- ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	
① 防災知識の普及	災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。
③ 防災訓練	市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。
⑤ 市民一人ひとりが行う防災対策	市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。
⑥ 防災生活圏の形成	近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努めていく必要がある。
⑦ 災害に強い都市構造の形成	市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑳ 避難体制の整備	災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。
㉒ 要配慮者支援体制の整備	高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進めていく必要がある。

②⑥	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
②⑦	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所 ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <こども未来部> ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】 <都市計画推進部> ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】 <都市基盤部> ・放置自転車等移動保管台数：7,515 台【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <上下水道局> ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】 <消防局> ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・救命講習受講者数：25,249 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】	

(おきてはならない最悪の事態)	
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
① 防災知識の普及	災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。
③ 防災訓練	市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。
⑤ 市民一人ひとりが行う防災対策	市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。
⑥ 防災生活圏の形成	近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努めていく必要がある。
⑦ 災害に強い都市構造の形成	市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑳ 避難体制の整備	災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。
㉒ 要配慮者支援体制の整備	高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい

状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進めていく必要がある。

②⑥ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<危機管理課>

- ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】
- ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<こども未来部>

- ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】

<都市計画推進部>

- ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】

<都市基盤部>

- ・放置自転車等移動保管台数：7,515 台【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<上下水道局>

- ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】

<消防局>

- ・ 自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・ 救命講習受講者数：25,249人【平成30年度（2018年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

③ 防災訓練

市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。

⑤ 市民一人ひとりが行う防災対策

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。

⑪ 土木構造物の耐震対策の推進

一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。

⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。

⑭ 非常用物資の確保体制の整備

災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行うことが必要である。備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めていく必要がある。

⑯ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 備蓄スペースの確保件数：53 箇所 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <都市基盤部> ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <上下水道局> ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】 ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】 ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】 ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】

（おきてはならない最悪の事態）
2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
② 自主防災活動の充実・強化
市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。
③ 防災訓練

市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。	
④	ボランティア環境の整備
ボランティアに対する市民の意識づくりとともに、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図るための体制づくりを推進するなど、ボランティア環境の整備に努めていく必要がある。	
⑧	防災空間の整備・充実
避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	
⑪	土木構造物の耐震対策の推進
一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。	
⑮	危険物等災害予防対策の推進
災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。	
⑯	防災体制の整備
災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。	
⑱	火災予防体制の整備
市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の推進を図る必要がある。	
㉓	帰宅困難者支援体制の整備
市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける必要がある。	

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかける必要がある。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取組みについて働きかける必要がある。また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者、大学等に働きかける必要がある。

②⑥ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<危機管理課>

- ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】

<福祉部>

- ・地域福祉ネットワーク会議の参画団体数：829 団体【平成 30 年度（2018 年度）】

<都市基盤部>

- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・資機材の更新は 2 割程度

＜消防局＞

- ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成30年（2018年度）】【再掲】
- ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成30年（2018年度）】【再掲】
- ・市内250mメッシュの防火水槽の設置率：78.7%

（おきてはならない最悪の事態）

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

③ 防災訓練

市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。

④ ボランティア環境の整備

ボランティアに対する市民の意識づくりとともに、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図るための体制づくりを推進するなど、ボランティア環境の整備に努めていく必要がある。

⑤ 市民一人ひとりが行う防災対策

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。

㉓ 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける必要がある。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかける必要がある。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取組みについて働きかける必要がある。また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者、大学等に働きかける必要がある。

㉔ 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努めていく必要がある。

②⑥	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
②⑦	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <福祉部> ・地域福祉ネットワーク会議の参画団体数：829 団体【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】	

（おきてはならない最悪の事態）	
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
⑧	防災空間の整備・充実
避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	
⑪	土木構造物の耐震対策の推進
一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。	
⑱	災害時医療体制の整備
災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連携しながら災害時医療体制の整備を図る必要がある。	
⑳	非常用物資の確保体制の整備
災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行うことが必要である。備蓄を行う	

にあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めていく必要がある。

②⑥ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<危機管理課>

- ・備蓄スペースの確保件数：53 箇所【再掲】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】

<都市基盤部>

- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<消防局>

- ・地域医療連携の推進のため、大阪府豊能地域メディカルコントロール協議会を毎年 2 回実施

（おきてはならない最悪の事態）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
⑧ 防災空間の整備・充実	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。
⑩ 都市基盤施設整備の推進	道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。
⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑭ 災害時医療体制の整備	災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連携しながら災害時医療体制の整備を図る必要がある。
⑮ 非常用物資の確保体制の整備	災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行うことが必要である。備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めていく必要がある。
⑯ 災害及び防災に関する調査研究	災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
⑰ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進	地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標	

<危機管理課>

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】
- ・備蓄スペースの確保件数：53 箇所【再掲】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度 (2015 年度)】【再掲】

<都市基盤部>

- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6% (計画延長 43 路線 78.3 k m)【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】

<上下水道局>

- ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】
- ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】
- ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】
- ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】

<消防局>

- ・地域医療連携の推進のため、大阪府豊能地域メディカルコントロール協議会を毎年 2 回実施【再掲】

(おきてはならない最悪の事態)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

② 自主防災活動の充実・強化

市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。

⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。

⑬ 水害予防対策の推進

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。

⑲ 災害時医療体制の整備

災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連

携しながら災害時医療体制の整備を図る必要がある。	
㉑	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
㉔	非常用物資の確保体制の整備
災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行うことが必要である。備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めていく必要がある。	
㉖	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
㉗	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・備蓄スペースの確保件数：53 箇所【再掲】 <上下水道局> ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <消防局> ・地域医療連携の推進のため、大阪府豊能地域メディカルコントロール協議会を毎年 2 回実施【再掲】	

(おきてはならない最悪の事態)

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

⑦ 災害に強い都市構造の形成

市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。

⑧ 防災空間の整備・充実

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。

⑨ 建築物の安全対策

地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。

⑩ 都市基盤施設整備の推進

道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。

⑯ 防災体制の整備

災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。

⑰ 災害情報網の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努めていく必要がある。

㉓ 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける必要がある。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかける必要がある。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対

策等の取組みについて働きかける必要がある。また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者、大学等に働きかける必要がある。

②⑥ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<都市経営部>

- ・SNS フォロワー数：8,682【令和元年（2019 年）10 月 25 日現在】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】

<財務部>

- ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。（市有施設耐震化率：98.1%）
【再掲】
- ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。（対象施設数:8 施設）【再掲】

<都市計画推進部>

- ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】
- ・住宅の耐震化率：82%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】

<都市基盤部>

- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・資機材の更新は 2 割程度【再掲】

<消防局>

- ・市内 250m メッシュの防火水槽の設置率：78.7%【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
① 防災知識の普及	災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。
② 自主防災活動の充実・強化	市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。
③ 防災訓練	市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。
⑨ 建築物の安全対策	地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。
⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑯ 防災体制の整備	災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。
⑰ 災害情報網の整備	災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時か

ら、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努めていく必要がある。	
②①	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
②③	帰宅困難者支援体制の整備
市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける必要がある。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかける必要がある。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取組みについて働きかける必要がある。また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者、大学等に働きかける必要がある。	
②⑥	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
②⑦	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <都市経営部> ・SNS フォロワー数：8,682【令和元年（2019 年）10 月 25 日現在】【再掲】 <財務部> ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。（市有施設耐震化率：98.1%）	

【再掲】

- ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。（対象施設数:8 施設）【再掲】

<こども未来部>

- ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】

<都市計画推進部>

- ・住宅の耐震化率【平成 27 年度（2015 年度）】：82%【再掲】

<都市基盤部>

- ・資機材の更新は 2 割程度【再掲】

<上下水道局>

- ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】
- ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<消防局>

- ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・救命講習受講者数：25,249 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・市内 250m メッシュの防火水槽の設置率：78.7%【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 防災知識の普及

災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。

② 自主防災活動の充実・強化

市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。

③	防災訓練
市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。	
⑤	市民一人ひとりが行う防災対策
市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。	
⑯	防災体制の整備
災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。	
⑰	災害情報網の整備
災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努めていく必要がある。	
⑳	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
㉓	帰宅困難者支援体制の整備
市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける必要がある。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかける必要がある。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取組みについて働きかける必要がある。また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者、大学等に働きかける必要がある。	
㉔	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
㉗	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<危機管理課>

- ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<都市経営部>

- ・SNS フォロワー数：8,682【令和元年（2019 年）10 月 25 日現在】【再掲】

<こども未来部>

- ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】

<都市基盤部>

- ・資機材の更新は 2 割程度【再掲】

<上下水道局>

- ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】

<消防局>

- ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・救命講習受講者数：25,249 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・市内 250m メッシュの防火水槽の設置率：78.7%【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 防災知識の普及

災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要で

ある。	
②	自主防災活動の充実・強化
市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。	
③	防災訓練
市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。	
⑤	市民一人ひとりが行う防災対策
市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。	
⑬	水害予防対策の推進
市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。	
⑯	防災体制の整備
災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。	
⑰	災害情報網の整備
災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努めていく必要がある。	
⑳	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
㉓	帰宅困難者支援体制の整備
市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける必要がある。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかける	

必要がある。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取組みについて働きかける必要がある。また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者、大学等に働きかける必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <都市経営部> ・SNS フォロワー数：8,682【令和元年（2019 年）10 月 25 日現在】【再掲】 <こども未来部> ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】 <都市基盤部> ・資機材の更新は 2 割程度【再掲】 <上下水道局> ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】 <消防局> ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・救命講習受講者数：25,249 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・市内 250m メッシュの防火水槽の設置率：78.7%【再掲】

(おきてはならない最悪の事態)	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
① 防災知識の普及	災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。
② 自主防災活動の充実・強化	市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。
⑧ 防災空間の整備・充実	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。
⑪ 土木構造物の耐震対策の推進	一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。
⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑳ 緊急輸送体制の整備	陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努めていく必要がある。
㉕ 交通確保体制の整備	鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努めていく必要がある。
㉖ 災害及び防災に関する調査研究	災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、

被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
㊦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 <環境部> ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】 <こども未来部> ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間 12 回【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <上下水道局> ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成 28 年度（2016 年度）】【再掲】 ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

＜消防局＞

- ・ 自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・ 救命講習受講者数：25,249 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

⑧ 防災空間の整備・充実

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。

⑪ 土木構造物の耐震対策の推進

一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。

⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。

⑬ 水害予防対策の推進

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。

⑱ 火災予防体制の整備

市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の推進を図る必要がある。

⑳ 緊急輸送体制の整備

陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要となる輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努めていく必要がある。

㉕ 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努めていく必要がある。

㉖ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 <環境部> ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <上下水道局> ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <消防局> ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】 ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】
（おきてはならない最悪の事態）
6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止
⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<上下水道局> ・ 水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）
6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進
市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<上下水道局> ・ 水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	
⑧ 防災空間の整備・充実	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。
⑩ 都市基盤施設整備の推進	道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。
⑪ 土木構造物の耐震対策の推進	一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。
⑳ 緊急輸送体制の整備	陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努めていく必要がある。
㉕ 交通確保体制の整備	鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努めていく必要がある。
㉖ 災害及び防災に関する調査研究	災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
㉗ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進	地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標	
<環境部> ・市街地緑化率(みどり率) : 25.7%【平成 27 年度 (2015 年度)】【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6% (計画延長 43 路線 78.3 k m)【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】 ・道路橋長寿命化修繕計画 (平成 29 年 (2017 年) 1 月) (修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋)	

【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）
6-4 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
⑧ 防災空間の整備・充実 避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。
⑩ 都市基盤施設整備の推進 道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。
⑫ ライフライン施設の災害予防対策の推進 市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進 市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑳ 緊急輸送体制の整備 陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努めていく必要がある。
㉔ 災害及び防災に関する調査研究 災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
㉗ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<危機管理課>

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】

<環境部>

- ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度 (2015 年度)】【再掲】

<都市基盤部>

- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6% (計画延長 43 路線 78.3 k m)【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】

<上下水道局>

- ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】
- ・配水池の耐震化率：89.4%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】
- ・配水小ブロック化率：75.5%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】
- ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成 30 年度 (2018 年度)】【再掲】

(おきてはならない最悪の事態)

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

② 自主防災活動の充実・強化

市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めていく必要がある。

⑧ 防災空間の整備・充実

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。

⑩ 都市基盤施設整備の推進

道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。

⑮ 危険物等災害予防対策の推進

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法

令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。	
⑱	火災予防体制の整備
市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の推進を図る必要がある。	
㉑	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
㉒	要配慮者支援体制の整備
高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進めていく必要がある。	
㉔	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
㉗	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <環境部> ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <消防局> ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】 ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】	

(おきてはならない最悪の事態)	
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
⑧	防災空間の整備・充実
避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	
⑨	建築物の安全対策
地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。	
⑩	都市基盤施設整備の推進
道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。	
⑪	土木構造物の耐震対策の推進
一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。	
⑫	ライフライン施設の災害予防対策の推進
市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努めていく必要がある。	
⑬	危険物等災害予防対策の推進
災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。	
⑭	緊急輸送体制の整備
陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要となる輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努めていく必要がある。	
⑮	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
⑯	交通確保体制の整備

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努めていく必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <環境部> ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】 <財務部> ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。(市有施設耐震化率：98.1%)【再掲】 ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。(対象施設数:8 施設)【再掲】 <都市計画推進部> ・住宅の耐震化率【平成 27 年度（2015 年度）】：82%【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6% (計画延長 43 路線 78.3 k m)【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<上下水道局>

- ・水道管路耐震適合率：30.8%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・配水池の耐震化率：89.4%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・配水小ブロック化率：75.5%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・配水ルート耐震化率：36.7%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成30年（2018年度）】【再掲】
- ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成30年（2018年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

⑤ 市民一人ひとりが行う防災対策

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う必要がある。

⑨ 建築物の安全対策

地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。

⑩ 都市基盤施設整備の推進

道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。

⑪ 土木構造物の耐震対策の推進

一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る必要がある。

⑬ 水害予防対策の推進

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。

⑭ 地盤災害予防対策の推進

地震に伴う液状化やがけ崩れなどの災害から市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、地震災害被害想定調査結果等の情報提供等により災害防止に努めていく必要がある。

⑮ 危険物等災害予防対策の推進

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。
②⑥ 要配慮者支援体制の整備
高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進めていく必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 ・防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・とよなか防災アドバイザー派遣回数：未実績【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <財務部> ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。（市有施設耐震化率：98.1%）【再掲】 ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。（対象施設数:8 施設）【再掲】 <都市計画推進部> ・住宅の耐震化率【平成 27 年度（2015 年度）】：82%【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・道路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 40 橋／完了 7 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・千里地区歩路橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）8 月）（修繕が必要な橋梁 12 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成 29 年（2017 年）1 月）（修繕が必要な橋梁 11 橋／完了 3 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】
- ・人道橋長寿命化修繕計画（平成 30 年（2018 年）6 月）（修繕が必要な橋梁 9 橋／完了 1 橋）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

<消防局>

- ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】
- ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

⑬ 水害予防対策の推進

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。

⑮ 危険物等災害予防対策の推進

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。

⑯ 災害及び防災に関する調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。

⑰ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。

現在の水準を示す指標

<危機管理課>

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】

<消防局>

- ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】
- ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
⑬ 水害予防対策の推進 市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑮ 危険物等災害予防対策の推進 災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。
⑯ 災害及び防災に関する調査研究 災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
㉑ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標 ＜危機管理課＞ - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 ＜消防局＞ - 危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】 - 重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
⑮ 危険物等災害予防対策の推進 災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る必要がある。
⑯ 防災体制の整備 災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。
㉑ 緊急輸送体制の整備

陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要となる輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努めていく必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<都市基盤部> ・資機材の更新は 2 割程度【再掲】 <消防局> ・危険物施設の立入検査の結果と改善率：70.6%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】 ・重点防火対象物の立入検査の結果と改善率：65.5%【平成 30 年（2018 年度）】【再掲】 ・市内 250m メッシュの防火水槽の設置率：78.7%【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）
復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
④ ボランティア環境の整備
ボランティアに対する市民の意識づくりとともに、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図るための体制づくりを推進するなど、ボランティア環境の整備に努めていく必要がある。
⑦ 災害に強い都市構造の形成
市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。
⑩ 防災体制の整備
災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る必要がある。
②⑥ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、

被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
②⑦ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進	
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<福祉部> ・地域福祉ネットワーク会議の参画団体数：829 団体【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <都市計画推進部> ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・資機材の更新は 2 割程度【再掲】 <消防局> ・市内 250m メッシュの防火水槽の設置率：78.7%【再掲】	
（おきてはならない最悪の事態）	
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
⑦ 災害に強い都市構造の形成	
市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。	
⑬ 水害予防対策の推進	
市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。	
⑭ 地盤災害予防対策の推進	
地震に伴う液状化やがけ崩れなどの災害から市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、地震災害被害想定調査結果等の情報提供等により災害防止に努めていく必要がある。	

②⑥	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
②⑦	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56 箇所【再掲】 <都市計画推進部> ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】	

（おきてはならない最悪の事態）	
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
①	防災知識の普及
災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図ることが必要である。	
③	防災訓練
市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する必要がある。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とすることが必要である。さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めていく必要がある。	
⑥	防災生活圏の形成

近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努めていく必要がある。
⑦ 災害に強い都市構造の形成
市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。
⑨ 建築物の安全対策
地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。
⑩ 都市基盤施設整備の推進
道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。
⑬ 水害予防対策の推進
市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。
⑰ 災害情報網の整備
災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努めていく必要がある。
⑳ 避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。
㉔ 災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。
㉕ 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。
現在の水準を示す指標
<危機管理課> ・ 防災出前講座の実施回数：73 回【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 ・ 災害時帰宅困難者体験訓練、神崎川流域合同防災訓練の参加者数：1,454 人【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】

- ・自主防災組織など市民対象訓練等の参加者数：12,780人【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・校区単位自主防災組織組織率：68.3%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数：56箇所【再掲】
- ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成30年度（2018年度）】【再掲】

<都市経営部>

- ・SNSフォロワー数：8,682【令和元年（2019年）10月25日現在】【再掲】

<財務部>

- ・耐震性能が劣る施設について、計画的に耐震補強を実施。（市有施設耐震化率：98.1%）
【再掲】
- ・非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについて、順次耐震化を推進。（対象施設数：8施設）【再掲】

<こども未来部>

- ・公立こども園における避難訓練の実施回数：各園年間12回【再掲】

<都市計画推進部>

- ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成30年度（2018年度）末】【再掲】
- ・住宅の耐震化率：82%【平成27年度（2015年度）】【再掲】

<都市基盤部>

- ・放置自転車等移動保管台数：7,515台【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率87.6%（計画延長43路線78.3km）【平成30年度（2018年度）】【再掲】

<上下水道局>

- ・緊急時に備えた水の確保率：47.2%【平成28年度（2016年度）】【再掲】

<消防局>

- ・自主防災組織の訓練実施率：62.3%【平成30年度（2018年度）】【再掲】
- ・救命講習受講者数：25,249人【平成30年度（2018年度）】【再掲】

（おきてはならない最悪の事態）

8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
⑦	災害に強い都市構造の形成
市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する必要がある。	
⑧	防災空間の整備・充実
避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	
⑪	避難体制の整備
災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努めていく必要がある。	
⑫	災害及び防災に関する調査研究
災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施することが必要である。	
⑬	地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図ることが必要である。	
現在の水準を示す指標	
<危機管理課> ・内閣府の方針に基づく指定避難所等看板の設置状況：未設置【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】 <環境部> ・市街地緑化率(みどり率)：25.7%【平成 27 年度（2015 年度）】【再掲】 <都市計画推進部> ・庄内・豊南町地区（地震時等に著しく危険な密集市街地）の不燃領域率：30.5%【平成 30 年度（2018 年度）末】【再掲】 <都市基盤部> ・都市計画道路の整備進捗状況進捗率 87.6%（計画延長 43 路線 78.3 k m）【平成 30 年度（2018 年度）】【再掲】	



豊中市強靱化地域計画

令和2年（2020年）3月：策定

令和4年（2022年）3月：改訂

発行：豊中市 都市経営部 経営計画課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話 （06）6858-2773

ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>